

# 住友化学株式会社及び株式会社イージーエス産業廃棄物焼却施設 整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

## 第1 総括事項

- 1 環境影響評価の適切な実施のため、環境影響評価準備書の作成に当たっては、施設の仕様、事業計画及び工事計画をできる限り明らかにするとともに、事業及び工事の実施に伴う環境影響について、より一層の環境負荷の回避又は低減に努めるとともに、関係する諸計画及び法令との整合を図ること。
- 2 住民理解促進のためにも、焼却炉建替えによって環境への影響がどの程度改善されるか、大気汚染物質や二酸化炭素の削減量、リサイクル率、熱回収率など数値化して具体的に示すこと。
- 3 本環境影響評価については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく生活環境影響調査を兼ねることから、愛媛県環境影響評価技術指針に加えて、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針の内容も考慮して、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

## 第2 個別事項

### 1 地元との相互理解及び情報公開

- (1) 地域住民との相互理解の醸成のため、ホームページ等による積極的なデータ開示を行うとともに、客観性のあるデータを用いて分かりやすく丁寧な説明を行うこと。また、地元自治体や地域住民等からの意見、要望及び苦情等に対しては誠意を持って対応し、これら意見等を事業計画に十分に反映させること。
- (2) 環境影響評価図書については、地域住民との円滑な情報交流の拡充を図るため、縦覧期間が終了した後も自社ホームページ又は事業所等において、公開に努めること。
- (3) 同準備書の作成においては、最新の資料を用いるほか、図表を適切に活用し、できる限り専門用語や略記の使用を控え、縦覧図書として県民にも分かりやすい記載内容となるよう努めること。

### 2 大気質

- (1) 可能な限り環境への負荷を低減し、必要に応じて排出ガスの諸元値を見直すこと。

- (2) 大気質への影響に係る調査、予測及び評価に当たっては、事業計画地の気象や地理的条件を考慮し、適切な予測範囲を設定して実施すること。
- (3) 大気汚染防止法に基づき、平成30年4月から水銀の排出規制が実施されていることから、排出基準を遵守することはもとより、可能な限り水銀の排出抑制に努めること。

### 3 騒音及び振動

周辺の国道や県道等において、工事車両や供用時の廃棄物運搬車両の走行による騒音及び振動の状況の悪化を低減するため、できる限り搬入時期及び時間の分散化などの対策に努めること。

### 4 水環境

施設の稼働に伴い発生する排水について、化学的酸素要求量（COD）を予測項目としているが、今後、計画を具体化するにあたり、必要に応じてその他の項目についても検討すること。

### 5 動植物及び生態系

- (1) 希少種の保全のため、廃棄物の搬入に伴う侵略的外来種の侵入防止対策を検討すること。
- (2) 国の自然共生サイトに認定されている敷地内の御代島について、自然共生サイトの取組みの一環としての調査結果等についても環境影響評価に活用すること。

### 6 廃棄物等

- (1) 廃棄物の保管は、性状に応じて雨水等による流出、悪臭の漏えいを防止するための措置を十分に講じること。
- (2) 燃え殻及びばいじんについて、引き続き、リサイクルに努めること。
- (3) ばいじんに含まれる水銀について、溶出量だけではなく、必要に応じて含有量も確認するなど、適切に管理すること。
- (4) 工事及び施設稼働に伴う廃棄物について、予測方法や評価手法を具体的に示し、処理計画をまとめること。

## 7 温室効果ガス

事業実施に伴い削減できる温室効果ガス量を定量的に把握し、同準備書において明らかにすること。

## 8 その他

- (1) 環境影響評価を行う過程において、項目、地点及び手法等に係る事項に新たな事情が生じた場合は、必要な検討を行うとともに、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- (2) 設置する焼却施設等は、あまり存在感のないよう景観に配慮すること。
- (3) 既存焼却施設周辺の土壌は、有害物質等による汚染が懸念されるため、施設撤去後、土壌調査の実施を検討すること。